

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【公開番号】特開2009-199149(P2009-199149A)

【公開日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【年通号数】公開・登録公報2009-035

【出願番号】特願2008-37340(P2008-37340)

【国際特許分類】

G 06 F 13/00 (2006.01)

G 09 G 5/00 (2006.01)

A 47 G 1/14 (2006.01)

H 04 N 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 13/00 6 2 5

G 09 G 5/00 5 1 0 X

G 09 G 5/00 5 5 5 D

G 09 G 5/00 5 3 0 T

A 47 G 1/14 E

H 04 N 1/00 1 0 7 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像を表示する表示手段と、通信網に接続して通信を行う通信手段と、前記通信手段を用いて電子メールの送受信を行う送受信手段と、を備えた表示装置であつて、

前記送受信手段により受信した電子メールを解析し、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが前記電子メールに付加されているかを判定するメール解析手段と、

前記メール解析手段により前記画像データが前記電子メールに付加されていると判定された場合に、前記画像データを前記表示手段を用いて表示する画像処理手段と、を備えたことを特徴とする表示装置。

【請求項2】

前記メール解析手段により、前記送受信手段により受信した電子メールに画像データが付加されており、且つ前記画像データが予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データに該当しないと判定された場合に、前記画像データの表示不可及び／或いは画像データの再送要求を示す通知メールを前記送受信手段を用いて前記電子メールの送信元に送信する再送要求手段を備えたことを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項3】

画像データを記録可能な記録部を備え、前記メール解析手段が、前記送受信手段により受信した電子メールに予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが付加されていると判定した場合に、前記画像データを一時記録画像として前記記録部に記録し、前記画像処理手段に対して前記一時記録画像の表示指示を与え、前記一

時記録画像の表示が成功した場合に前記一時記録画像よりも記録日時が古い一時記録画像を前記記録部より消去することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の表示装置。

【請求項4】

電子機器に接続して画像データの入力を行う接続手段と、前記接続手段による電子機器からの画像データの入力を検知した際に、入力された前記画像データを解析し、前記画像データが予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データに該当するかを判定し、該当する場合に前記画像データを前記表示手段を用いて表示する画像解析手段と、を備えたことを特徴とする請求項1に記載の表示装置。

【請求項5】

通信網に接続して通信を行う通信手段と、前記通信手段を用いて電子メールの送受信を行う送受信手段と、当該送受信手段により受信した電子メールを解析し、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが前記電子メールに付加されているかを判定するメール解析手段と、記憶手段と、を備えた表示装置であって、

前記送受信手段が電子メールを受信し、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていると判定すると、前記記憶手段が前記電子メールに付加されている画像データを記憶し、一方、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていないと判定すると、前記記憶手段が前記電子メールに付加されている画像データを記憶しないことを特徴とする表示装置。

【請求項6】

画像を表示する表示手段と、通信網に接続して通信を行う通信手段と、前記通信手段を用いて電子メールの送受信を行う送受信手段と、当該送受信手段により受信した電子メールを解析し、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが前記電子メールに付加されているかを判定するメール解析手段と、を備えた表示装置であって、

前記送受信手段が電子メールを受信し、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていると判定すると、前記表示手段が前記電子メールに付加されている画像データを表示し、一方、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていないと判定すると、前記表示手段が前記電子メールに付加されている画像データを表示しないことを特徴とする表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

この構成によると、本発明の表示装置は、外部の電子機器、例えば携帯電話やデジカメ等と接続してデータの入力を行う接続手段を備えている。接続手段は、例えば赤外線通信を行うためのI r D A (Infrared Data Association)ポートや、U S B (Universal Serial Bus)規格に則ったU S B端子等のデータ入力部を備えている。また、これらのデータ入力部による画像データの入力を検知した際に、入力された画像データを解析する画像解析手段を備えている。画像解析手段は、入力された画像データが所定の画像形式に該当するかを判定する。また画像解析手段は、入力された画像データが所定の範囲内のデータサイズであるかの判定を行う。上記判定の結果、受信画像が一部又は全ての条件を満たす場合、画像解析手段は表示手段を用いて添付画像の表示処理を行う。

又、本願発明は、通信網に接続して通信を行う通信手段と、前記通信手段を用いて電子メ

ールの送受信を行う送受信手段と、当該送受信手段により受信した電子メールを解析し、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが前記電子メールに付加されているかを判定するメール解析手段と、記憶手段と、を備えた表示装置であって、前記送受信手段が電子メールを受信し、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていると判定すると、前記記憶手段が前記電子メールに付加されている画像データを記憶し、一方、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていないと判定すると、前記記憶手段が前記電子メールに付加されている画像データを記憶しないことを特徴とする。

更に本願発明は、画像を表示する表示手段と、通信網に接続して通信を行う通信手段と、前記通信手段を用いて電子メールの送受信を行う送受信手段と、当該送受信手段により受信した電子メールを解析し、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが前記電子メールに付加されているかを判定するメール解析手段と、を備えた表示装置であって、前記送受信手段が電子メールを受信し、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていると判定すると、前記表示手段が前記電子メールに付加されている画像データを表示し、一方、前記メール解析手段が、予め定められた形式及び／或いは予め定められた範囲内のサイズの画像データが受信した電子メールに付加されていないと判定すると、前記表示手段が前記電子メールに付加されている画像データを表示しないことを特徴とする。